平成22年3月 策定 平成27年3月 改訂 令和 2年3月 改訂

鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画

(第3期)

令和 2 年 3 月 鳥 取 県



目 次

第1草	計進	1 の	策.	定に	あ	t=	つ	T	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1	計画																															
2	計画	iの	位i	置づ	がけ	•	•	•	•			•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
3	計画	 の	取	組期	間		•		•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			2
4	国、	県	, ī	市町	村) ع	の1	役	割	分	担	ع	連	携	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			2
5	今後																															
第2章	これ	ょ	で	の取	組	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
1	これ	ょま	で(の取	組	伏	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
第3章																																
1	基本																															
2	計画																															
3	基本																															
	基本																															
				保育																												
				子育																												
				生活																												
				相談																												
	基本	目	標	2	就	業.	支	援(の	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
				能力																												
		(2)) ;	就業	の	支:	援	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	5
	基本	目	標	3	養	育:	費(の	確	保	及	び	面	会	交	流	の	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	7
		(1)) ,	広報	啓	発	活	動	の	充	実	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	7
		(2)) 7	相談	体	制(の	確:	立	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	0
				養育																												
	基本	目	標	4	経	斉I	的	支:	援	の	充	実	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3
		(1)) :	各種	手:	当	တွဲ	商·	切	な	支	給	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3
		(2)) :	教育	費(の?	支	援	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	6
【資料網																																
1	各種																															
	達成				_																											
3	息取	ない はいまい はい	71	رما ط	親	家」	莊:	等	白	☆.	促	淮	計	画	策	定	ഗ	終	渦												4	4

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

ひとり親家庭は、子育てと家事、生計の担い手という幾重もの役割をひとりで担うこととなったときから、大きな生活の変化を余儀なくされ、それに伴って心理的、経済的な負担も大きくなっています。とりわけ母子家庭においては、就業面において、経験が少なかったり、結婚、出産等により就業が中断したことなどにより、再就業には困難を伴うことも少なくありません。また、就業している場合も、臨時・パートなど不安定な就業形態が多く、就労収入は低い水準にとどまっています。さらに、養育費の取得状況等については、関係法令の改正が行われ、啓発等も行っているところですが、多くの方が取得できていない状況にあります。

一方、父子家庭においては、生計の担い手として就業していた場合が多いことから、母子家庭と比べて正規雇用の割合は高いものの、父子家庭になってからは、子育てと仕事を両立させるために働き方を制限せざるを得ないなど、就業形態が不安定な方もおり、経済面で支援を必要とする世帯が増加傾向にあります。また、母子家庭に比べて、子どもの養育、家事等の面で不慣れであることが多く、しつけや食事など子育て面での支援も求められています。

寡婦については、母子家庭であったときに比べ、子育てが一段落し、暮らしに落ち着きは見られますが、家計や健康、孤立環境等の問題を依然として抱えています。

国においては、平成14年に母子及び寡婦福祉法が改正され、それまでの「児童扶養手当中心の経済的支援」から「きめ細やかな福祉サービスの展開」と「自立の支援」を柱とした施策転換が図られ、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により支援施策が進められてきました。

平成26年1月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、平成27年12月には、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭等が増加傾向にあることを背景に、子どもの貧困対策会議において「すくすくサポート・プロジェクト」が策定され、ひとり親家庭の自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育で・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実する施策の方向性が取りまとめられました。

鳥取県では、平成22年3月に「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定、平成27年3月には平成27年度から平成31年度までを計画期間とする計画の改定版を策定し、ひとり親家庭等の自立支援のあり方や今後の施策の方向性を位置づけ、「子育てや生活支援の充実」「就業支援の推進」「養育費確保の推進」「経済的支援の充実」を四本柱に、総合的な事業展開を図ってきました。

このたび、平成27年3月に改定した鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画の計画期間である5年間が終了するに当たり、県内のひとり親家庭等の実態を踏まえ、これま

での5年間の取組状況の点検、課題を整理し、更にひとり親家庭等の自立に向けた総合的な支援を充実・強化することとしました。引き続き、「子育てや生活支援の充実」「就業支援の推進」「養育費の確保及び面会交流の推進」「経済的支援の充実」の四本柱を基本として、よりきめ細やかなひとり親家庭等の自立支援に取り組みます。

2 計画の位置づけ

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に定める「自立促進計画」です。

計画の推進に当たっては、「鳥取県の将来ビジョン」「子育て王国とっとり推進指針」「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」「鳥取県男女共同参画計画」など各種計画との連携を図ります。

3 計画の取組期間

この計画の推進期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。 なお、母子及び父子並びに寡婦福祉法など関連法令の改正や社会情勢等の変動等により、必要に応じて見直しを行います。

4 国、県、市町村との役割分担と連携

ひとり親家庭等への支援策は、平成14年の母子及び寡婦福祉法の改正等により、 住民に身近な市町村における自立支援業務が位置づけられ、支援施策の再構築がなさ れました。

また、平成26年の母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行により、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、地域の実情に応じたひとり親家庭等の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施及び周知を行うこと及びひとり親家庭等の自立支援を行う者の活動の連携・調整を図ることについて努力義務化されました。ひとり親家庭等が自ら自立促進に向けた取組が可能となるよう「きめ細やかな福祉サービスの展開」と「自立・就業支援」を主眼において、国、県、市町村等が役割分担し、互いに連携しながら施策推進に努めます。

<国の役割>

国は、ひとり親家庭等支援施策に係る施策や制度の企画・立案を行います。また、効果的な施策の展開のための調査・研究を行ったり、ひとり親家庭等支援施策に係る

普及啓発や関係者の研修等を行います。さらに、都道府県が市等におけるひとり親家 庭等支援施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域 の実情に応じて支援する体制を整備するとともに、連絡会議等を通じて、都道府県や 市等の自立促進計画、施策や取組について情報提供を行うなど、都道府県や市町村に 対する支援を行います。

<県の役割>

本計画に沿って、ひとり親家庭等に対する施策を総合的かつ計画的に展開するとともに、市町村等におけるひとり親家庭等支援施策の円滑な事業実施に向けた支援を行います。

市町村が実施する施策が円滑に進むよう、各種施策の取組状況などについて情報提供を行うなどの支援を行うとともに、市町村と連携し、各種施策等についての広報啓発活動を行い、ひとり親家庭等に対する施策が広く浸透するよう努めます。

ひとり親家庭等にかかる施策・制度の企画・立案にあたっては、公共職業安定所(以下、「ハローワーク」という。)等の行政機関や母子父子寡婦福祉団体との連携に努めます。

<市町村の役割>

ひとり親家庭等の身近な開かれた相談窓口として、その相談機能を強化し、よりきめ細やかな相談対応を行うとともに、各地域のひとり親家庭等の実情に応じたひとり親家庭等支援事業を計画的に実施することが必要です。

また、児童扶養手当の手続の際などの様々な機会を捉えて、ひとり親家庭等に対して各種支援事業の情報提供を積極的に行うことが求められています。

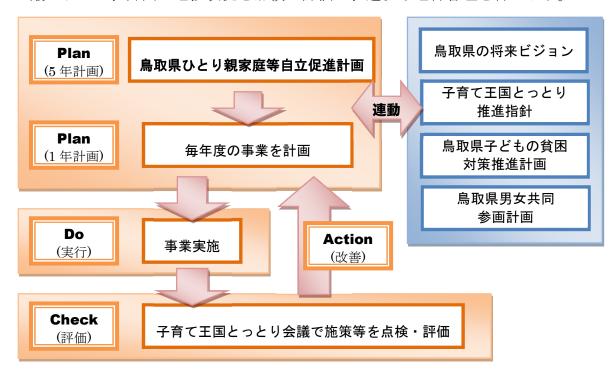
5 今後の取組に向けた計画の推進

(1)計画の推進

計画の推進にあたっては、国、県の関係部局、市町村及び母子父子寡婦福祉団体等の関係団体が連携して取り組むとともに、計画に定めた施策についての進捗状況の把握、検証を行い、必要に応じ新たな課題への対応を行います。また、市町村や関係機関等とニーズを共有し、各種施策の推進が図られるよう努めます。

(2) 点検・評価

今後、令和6年度までの5年間を目途として、第2章に記述した「現状と課題」 を踏まえて方向づけた取組を推進するとともに、毎年度、子育て王国とっとり会 議において、計画の進捗状況を点検・評価し、適切な進行管理を行います。



用語の定義

母 子 家 庭・・・配偶者のない女子であって現に児童を扶養している者とそ の児童からなる家庭

父 子 家 庭・・・配偶者のない男子であって現に児童を扶養している者とそ の児童からなる家庭

寡 婦・・・配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのあるもの

児 童・・・20歳に満たない者

ひとり親家庭・・・母子家庭及び父子家庭

ひとり親家庭等・・・母子家庭及び父子家庭並びに寡婦

ひ と り 親・・・母子家庭の母及び父子家庭の父

ひ と り 親 等・・・母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦

第2章 これまでの取組状況

1 これまでの取組状況

		項目	実施主体		実施状況		関連事業	
					平成26年8月末日現在	平成31年4月1日現在	延長保育	
				延長保育	17市町村	17市町村	休日保育	
		①多様な保育サービスの 提供	市町村	休日保育	9市町村	10市町村	一時預かり 病児病後児保育	
				一時預かり	18市町村	18市町村	(国1/3、県1/3,実施主体	
	保			病児病後児保育	18市町村	18市町村	1/3)	
	育				平成26年8月末日現在	平成31年4月1日現在		
	サー	進	市町村	優先入所	14市町村	14市町村	保育所の優先入所	
	ービス		山山山小	減免	18市町村 (一律無料含む)	16市町村 (一律無料含む)	体自用の後九八川	
	等の	@ 1/ =B // B -/			平成26年8月末日現在	平成31年4月1日現在	放課後児童クラブ	
	充	13 水味区儿生ノフノリ 後	市町村	優先利用	1市町村	3市町村	(国1/3、県1/3、実施主体	
	実	704141711071EXE		減免	0市町村	7市町村	1/3)	
		④多子世帯の保育料の 軽減の推進	市町村		3子以降無償化と低所得 合)が実施されている。 5町村	保育料無償化等子育で3 援事業		
子育		⑤中山間地域における保 育料の無償化等の推進	市町村	中山間地域無償化= 実施市町村・・・8町	Eデル事業		中山間地域無償化モデル 事業	
てや生					平成26年度	令和元年度	ひとり親家庭学習支援事(国1/2、県1/4、実施主体	
活支!		①ひとり親家庭の児童に 対する学習支援	市町村	学習支援	2市町村	7市町村	1/4) ひとり親家庭学習支援(送 つの支援)事業(単県)	
援 の				送迎支援(単県)	_	4市町村	(県1/2、実施主体1/2)	
充実	子	②放課後や土曜日等の 教育活動の充実	市町村		たは放課後児童クラブ・・ 曜日課外学習事業・・・全		土曜授業等実施支援事業	
	育て支	③地域子育て支援セン ター事業の推進	市町村	全19市町村で実施			地域子育て支援センター	
	援	④ショートステイ事業、ト			平成26年8月末日現在	平成31年4月1日現在	ショートステイ	
	サー	ワイライトステイ事業の実	市町村	ショートステイ	14市町村	16市町村	トワイライトステイ (国1/3、県1/3、実施主	
	Ľ	施		トワイライトステイ	10市町村	13市町村	1/3)	
	スの				平成26年8月末日現在	平成31年4月1日現在		
	充	⑤ファミリー・サポート・セ	± m-++	実施	17市町村	17市町村	_ ファミリー・サポート・セン	
	実	© - , -, -	市町村	減免	0市町村	2市町村 (一律無料含む)	g—	
		⑥子育て支援サービス情 報等の提供	県・ 市町村		ックの作成や、子育て王国 ビスの情報提供を行ってし		子育て王国とっとり情報を信事業	
		⑦スクールソーシャル ワーカー等の活用による 相談体制の充実	県・ 市町村	令和元年度8月末日 クールソーシャルワ-	スクールソーシャルワー カー活用事業			

		項目	実施主体	実施状況	関連事業
		①母子家庭等日常生活 支援事業の実施	県	家庭生活支援員派遣件数 H26	日常生活支援事業 (国1/2、県1/2)
	生活	②母子生活支援施設の 機能の拡充	県・ 市町村	母子生活支援施設において、自立に向けた母子への支援を行っている。	母子生活支援支援施設
	支援の	③公営住宅における優先 入居の推進等	県・ 市町村	公営住宅へのひとり親家庭の優先入居の実施状況 ・母子家庭、父子家庭の優先入居・・・・県、12市町村 ・母子家庭のみへの優先入居・・・・・2市町村	公営住宅の優先入居
子	充実	④民間賃貸住宅における 入居円滑化の推進	県・ 市町村	あんしん賃貸支援事業により、入居決定した子育て世帯数 H26	あんしん賃貸支援事業 (国1/2、県1/4、市1/4)
育 て や		⑤ひとり親家庭等の生活 支援	県・市町 村・団体	母子家庭等の福祉の向上のための講習会やふれあい交流事業の開 催等を行った団体に補助を実施。	母子家庭等生活支援事業 (単県)
生活支援の充実		①母子父子自立支援員 による相談事業の実施	県・ 市町村	母子父子自立支援員への相談件数 相談件数(全県)	母子父子自立支援員 (単県)
	相談機能	②相談者ニーズに合わせ た休日、巡回、特別相談 の実施	県	必要に応じて巡回相談を実施。	特別相談事業 (国1/2、県1/2)
	能の充実	③ひとり親家庭福祉推進 員による情報提供等の充 実	県・団体	ひとり親家庭福祉推進員・・・平成30年度末推進員登録数 30名、 平成30年度相談件数 203件	ひとり親家庭福祉推進員設置事業(単県)
	-	④スマートフォンサイト等 による情報提供	県·市町 村·団体	「鳥取県ひとり親家庭等支援サイト」及びメルマガを活用してひとり親家庭に対する情報発信を実施。	ひとり親家庭等情報提供事業(単県)
		⑤市町村におけるひとり 親家庭等自立促進計画 の策定と取組の推進	市町村	平成30年度時点 策定済市町村・・・3市町村	
就業支援の推	能力開発への	①ひとり親家庭庭自立促 進給付金の給付	県·市·福 祉事務所 設置町村	○実施市町村数 ・自立支援教育訓練給付金事業・・・14市町村 ・高等職業訓練促進給付金事業・・・19市町村 <自立支援教育訓練給付金> 支給実績(件数 ※全県)	自立支援教育訓練給付金 事業 高等職業訓練促進給付金 事業 高等学校卒業程度認定試 験合格支援事業 (国3/4、実施主体1/4)
進	支援	②資格取得のための奨 学金制度の充実	県・県社 会福祉協 議会	・鳥取県保育士等修学資金貸付事業(保育士)、看護職員修学資金 等貸付事業(看護職員、理学・作業療法士、言語聴覚士)、介護福祉 士等修学資金貸付事業(介護福祉士)を行い、県内で就業する人材 の確保するとともに、資格取得のために必要な修学資金の貸付けを 行っている。 ※介護福祉士等修学資金貸付事業は、県社会福祉協議会への補助 事業として実施。 ・県内に就職した場合の奨学金返還について、助成金の給付や返還 免除を行っている。	·鳥取県保育士等修学資金貸付事業 ·看護福祉士等修学資金貸付事業 ·介護福祉士等修学資金貸付事業(国9/10、県1/10)
		③就業支援講習会の実 施	県	就業するために必要なパソコンの知識や技能を習得する講習会を開催。ひとり親家庭のレベルに合わせて、初級と中級の2コースを開催。 受講者数 126 1427 1428 1429 1430 32 36 25 26 23	ひとり親家庭等就業支援講習会事業 (国1/2、県1/2)

		項目	実施主体	実施状況	関連事業
		④公共職業訓練及び求 職者支援訓練の実施	国・県	・ハローワーク及び民間教育訓練機関と連携し、求職者または離職者の方を対象として、保育士・栄養士・介護福祉士の職業訓練を受けるために必要な費用を助成する事業を実施した。・国が実施しているハロートレーニング(求職者訓練・公共職業訓練)において、一部託児サービスつきの訓練を実施しているほか、雇用保険受給者が求人者との面接や教育訓練を受講するために保育サービス等を利用した場合、その費用の一部を助成している。・県立産業人材育成センターが実施する職業訓練において、訓練期間中に、児童を保育所に預ける場合の保育料の1/2を助成する制度を単県で実施している。	公共職業訓練(国10/10など) 職業訓練生託児支援事業 奨励金(単県)
	能力開発への支援	⑤技能習得期間中の生 活資金の貸付け	県	修業期間中等の負担軽減のため、必要な方には母子寡婦福祉資金 の貸付を行った。 〇生活資金	母子父子寡婦福祉資金貸付事業(県、市)
就		⑥ひとり親家庭高等職業 訓練促進資金貸付事業		高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者を対象に、入学準備金または就職準備金(資格取得後)を貸し付ける事業を実施。 H26 H27 H28 H29 H30	ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金貸付事業 (国、県、団体)
派業支援の推進	就業	①母子父子自立支援員 による就業相談	県・市・福 祉事務所 設置町村	母子父子自立支援員への相談件数(再掲) 相談件数(全県) H26 H27 H28 H29 H30 全体 1,517 2,003 2,159 2,082 2,026 日子家庭・毎婦 1,434 1,934 2,046 1,996 1,951 父子家庭 83 69 113 86 75	母子自立支援員 (単県)
	未あっせん	②無料職業紹介事業の 実施	県	鳥取県ひとり親家庭に対する無料職業紹介実施状況 H26	無料職業紹介事業(国1/2、県1/2)
	等の充実	③ハローワークと連携した就業支援	国	〇生活保護受給者等就労支援事業 児童扶養手当受給者を対象に、母子自立支援員とハローワーク職員とが連携し、対象者に対して担当者制をとって個人の状況に応じた就業支援を実施。 一月26 H27 H28 H29 H30 H30 支援対象者 363 282 311 393 381 381 就職者数 250 220 226 263 317	生活保護受給者就労支援 事業(国)
		①ひとり親等の雇用に関する事業主への働きかけ	県・ 市町村	ハローワークと連携し、ひとり親の雇用に際して活用できる助成制度 の案内を行った。	就業・自立支援事業
	就業機会の	②ひとり親が事業を開始する際の支援	県	貸付制度の周知を図り、必要な方への貸付を実施した。 ○事業開始資金 H26 H27 H28 H29 H30 貸付人員 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	母子父子寡婦福祉資金貸 付事業(県、市)
	の創出	③特定求職者雇用開発 助成金等の活用	国	ハローワークと連携し、ひとり親の雇用に際して活用できる助成制度 の案内を行った。	特定求職者雇用開発助成 金
		④ひとり親等の雇用に関する啓発活動・情報提供 等の実施	県・ 市町村	ハローワークと連携し、ひとり親の雇用に際して活用できる助成制度 の案内を行った。	就業・自立支援事業

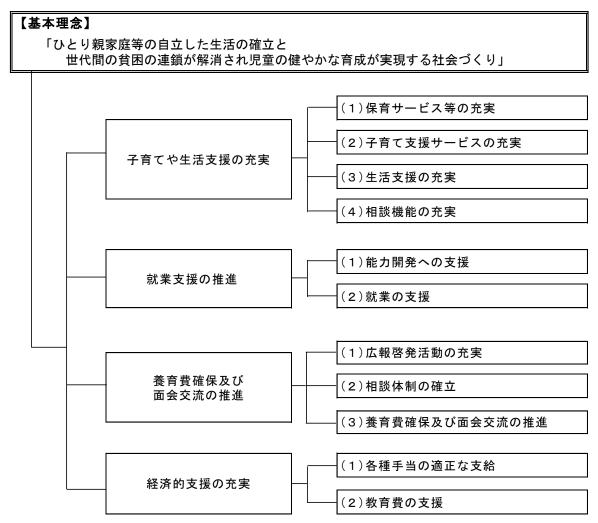
		項目	実施主体	実施状況	関連事業
	広報啓発活動の	①広報啓発活動の推進	県・ 市町村	・厚生労働省作成のパンフレットを配布。	
養育費確保	養育費確保	①母子父子自立支援員 による相談機能の強化	県・ 市町村	母子父子自立支援員に対する研修会において、養育費相談支援セン ターの講師を招いて講演を実施	母子父子自立支援員 (単県)
σ	た相談体制の確保及び面会交流の	②弁護士等による相談事 業の実施	県	必要に応じて専門相談を実施。	特別相談事業 (国1/2、県1/2)
	確立がの推進に向	③養育費相談支援セン ターとの連携・情報提供 の推進	県	・厚生労働省作成のパンフレットを配布。	
		①児童扶養手の支給	県・市・福 祉事務与 設置町村	児童扶養手当の適切な支給を行った。 支給者数(全県) H26 H27 H28 H29 H30 5,695 5,679 5,618 5,429 5,247	児童扶養手当 (国1/3、実施主体2/3)
		②母子父子寡婦福祉資 金の貸付け	県	母子父子寡婦福祉資金の適切な貸付けを行った。	母子父子寡婦福祉資金貸 付事業(県、市)
	各			ひとり親家庭特別医療費助 成事業(県1/2、実施主体 1/2)	
経済的支	種手当て	④ひとり親家庭小・中学 校入学支度金の支給	市町村	実施市町村・・・17市町村	入学支度金事業(県1/2、 実施主体1/2)
(援の充実	の適切な	⑤災害遺児手当の支給	市町村	全市町村で災害遺児手当給付事業を実施	災害遺児手当助成事業 (県1/2、実施主体1/2)
天	支給	⑥教育費に要する支援	県・ 市町村	各種給付金や奨学金により必要な方に適切に支援を行った。	就学援助(市町村) 高等学校就学支援金(国10/10) 高校生等奨学給付金(国1/3、県 2/3) 鳥取県育英奨学資金(県)
		⑦各種保育サービスの 利用料の減免の推進	市町村	・保育料の減免・・・16市町村実施(一律無料含む) ・放課後児童クラブ利用料の減免・・7市町村実施(非課税世帯への減免も含む) ・ファミリー・サポート・センター事業利用料の減免・・2市町村(一律無料含む)	
		⑧各種支援施策の周知の徹底	県・ 市町村	・「ひとり親家庭のしおり」を作成し、市町村の窓口等での配布を行った。 ・「鳥取県ひとり親家庭等支援サイト」により支援施策の周知を行った。	ひとり親家庭等情報提供事 業(国1/2、県1/2)

第3章 基本理念と計画の体系

1 基本理念

子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等が、自らの力を発揮し生活の 安定と向上を図り、自立した生活を営めるような支援体制を確立するとともに、貧 困という問題を抱える家庭においては、世代を超えて貧困が連鎖することのないよ う、必要な環境整備等を図り、ひとり親家庭の児童の健やかな育成が実現する社会 づくりを目指します。

2 計画の体系



3 基本目標と具体的な支援施策

ひとり親家庭等が、自ら進んで自立した生活が営めるよう、次の4つの基本目標 を柱として、きめ細やかな支援を展開します。

- (1) 子育てや生活支援の充実
- (2) 就業支援の推進
- (3)養育費の確保及び面会交流の推進
- (4)経済的支援の充実

【制度の周知目標】

(1) 母子父子自立支援員の認知度

(現状) 平成30年度実態調査結果 (目標)

母子・父子自立支援員を「知っている」割合

母子世帯	41.	4%
父子世帯	36.	6%



母子世帯	100.	0%
父子世帯	100.	0%

(2) 市町村実施の学習支援事業の認知度

(現状) 平成30年度実態調査結果

市町村で実施している学習支援事業を「知っている」割合

母子世帯	25.	4%
父子世帯	23.	9%



母子世帯	90.	0%
父子世帯	90.	0%

(3) 各種支援施策の認知度

(現状) 平成30年度実態調査結果

(目標)

各種施策を「知っている」割合

区分	母子世帯	父子世帯	
ひとり親家庭 福祉推進員	13.0%	11. 3%	
ひとり親家庭等 支援サイトの認知度	29. 3%	14. 1%	
ひとり親家庭等日常生活支援事業	18. 4%	8. 5%	
ひとり親家庭等就業 支援講習会事業	23. 1%	12. 7%	
自立支援教育訓練 給付金	42.0%	15. 5%	
高等職業訓練促進 費等給付金	37. 9%	9. 9%	
母子父子寡婦 福祉資金	46. 8%	16. 9%	

母子世帯		父子世	帯
50.	0%	50.	0%
100.	0%	100.	0%
60.	0%	40.	0%
70.	0%	50.	0%
70.	0%	50.	0%
70.	0%	50.	0%
90.	0%	90.	0%
		•	

基本目標1 子育てや生活支援の充実

ひとり親家庭が安心して、子育てを行いながら、就業や就業に向けた職業訓練を受けることができるよう、市町村との連携のもと、ひとり親家庭の児童の学習支援、保育所への優先入所、多様な保育サービスの提供、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実などの子育てサービスの充実を図るとともに、公営住宅の優先入居の推進など生活面への支援を行います。

また、就業や子育てをはじめとした生活面等に関する様々な悩みについて、身近なところにおいて相談を受け、支援策等に関する情報を提供するとともに、支援機関等に適切につなぐ相談機能の充実を図ります。

【達成目標】

(1) 市町村実施の学習支援事業を「知っている」割合

母子世帯	25. 4%	母子世帯	90.0%
父子世帯	23. 9%	父子世帯	90.0%

(2) 自立促進計画の策定

(現状) 平成 26 年度時点策定 3市町村 □□ (目標) 全市町村 (1 9市町村)

(3)母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施市町村

(現状) 令和元年度時点実施 1市町村 □□ (目標) 4市町村

〇施策の方向1 保育サービス等の充実

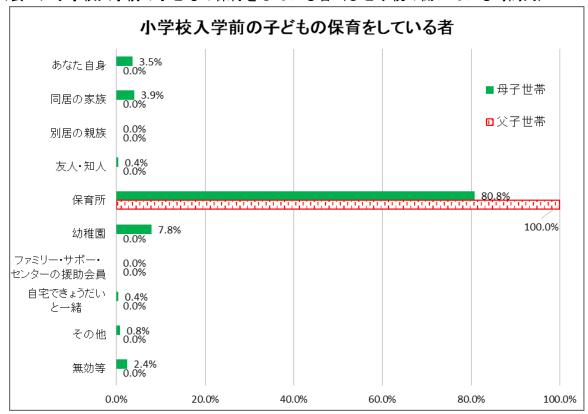
【現状と課題】

ひとり親家庭の保育サービスに対するニーズは、親の就業形態等により様々ですが、安定した就業を得るためには、保育サービスの充実が不可欠です。

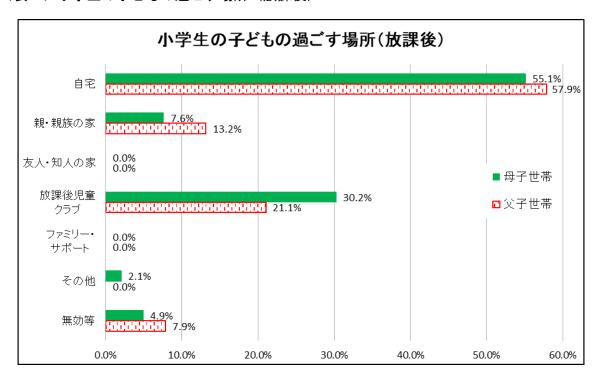
県では、延長保育や休日保育、病児・病後児保育など、様々な保育施策の推進を 行ってきましたが、今後も、ひとり親家庭の様々な状況に応じた保育施策を推進す る必要があります。

また、経済的に困難を抱えるひとり親家庭が多いことから、保育料等の軽減を図るなどの支援を講ずる必要があります。

<表 1 > 小学校入学前の子どもの保育をしている者(ひとり親の働いている時間内)



<表2>小学生の子どもの過ごす場所(放課後)



【具体的取組】

(1) 多様な保育サービスの提供(実施主体:市町村)

仕事と子育ての両立を支援し、地域の実情・ニーズを踏まえて様々な保育サービスに対応するため、保育時間を延長して乳幼児を預かる延長保育、日曜祝日に保育を行う休日保育、緊急・一時的に保育を必要とする子どもを保育所等で預かる一時預かり、病気の子どもあるいは病気回復期にある児童を病院等で一時的に預かる病児・病後児保育等の実施を促進します。

(2) 保育所優先入所の推進(実施主体:市町村)

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第28条第1項及び第31条の8の規定に基づき、保育所入所に際して待機が生じている場合には、ひとり親家庭の児童が保育所に優先的に入所できるよう働きかけていきます。また、離婚等の直後であって、生活の激変を緩和する必要がある場合などは、特に配慮が必要です。

(3) 放課後児童クラブの充実及び減免の推進(実施主体:市町村)

地域の実情・ニーズを踏まえて放課後児童クラブの充実を推進するとともに、 ひとり親家庭の所得状況等を勘案しながら、利用料の減免を働きかけていきます。

(4) 保育料等の負担軽減の推進(実施主体:市町村)

主に3歳以上の子どもを対象とする幼児教育・保育無償化に加え、第3子以降の児童や低所得世帯の保育料の軽減措置や中山間地域市町村における保育料の無償化等を実施し、保育料の軽減を推進します。

〇施策の方向2 子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

ひとり親家庭は、特に疾病や急用(残業や冠婚葬祭等)、家族の介護などの場合には、自分ひとりでは子どもの保育や世話ができなくなる場合もあるため、個々のニーズに応じた子育て支援サービスを充実させる必要があります。

また、日々、子育てや就労に追われることで、子どもの体験活動や親子でのふれ あい体験が不足しがちになったり、地域から孤立してしまいがちな状況にあるため、 子どもの体験活動の機会の提供や地域のなかの子どもの居場所づくり、また子育て をする親同士の交流を図っていく必要があります。

これまで、県では、親同士の交流や様々な子育てに関する相談を実施している地域子育て支援センターの設置を推進し、県内全市町村に設置がされています。

また、一時的に保育サービスが必要となった場合のために、ショートステイ事業、 トワイライトステイ事業及びファミリー・サポート・センター事業の推進を実施し てきたところ、事業を実施する市町村は増加している状況です。

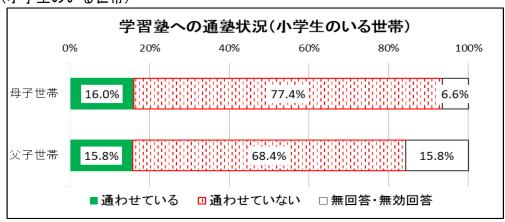
これらの各種子育て支援サービス等について、積極的に情報提供を行います。

一方で、ひとり親家庭の児童は、精神面や経済面で不安定な状況におかれることにより、学習の意欲が低下したり、充分な教育が受けられず、進学ができないなどの不利益な影響を受ける可能性があります。ひとり親は、就業と家事を一人で担っていることから、児童の学習に関わる機会が少なくなる場合や、経済的な事情等から学習塾に通わせることを躊躇する場合も少なくなく、学習塾に通っている子どもの割合は、県内公立学校の平均値(小学生:35.7%、中学生49.2%、「平成29年度全国学力・学習状況調査」より)と比較して少ない状況にあります(表3及び表4参照)。これまで県では、ひとり親家庭の児童の学力や学習意欲の向上のための学習支援を推進してきたところであり、現在、ひとり親家庭の児童を対象に含む何らかの学習支援事業が県内全市町村で実施されています。しかし、事業を知らないひとり親家庭の割合が高く、また、送迎の負担などを理由に事業を利用していない家庭も多くみられます(表5及び表6参照)。引き続き事業の実施を推進するとともに、送迎支援等による負担の軽減を図る必要があります。

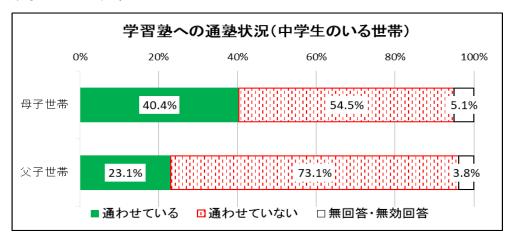
<表3>学習塾への通塾状況

ア 通塾状況

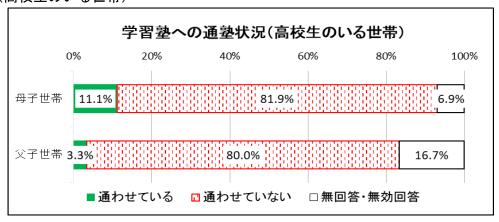
(小学生のいる世帯)



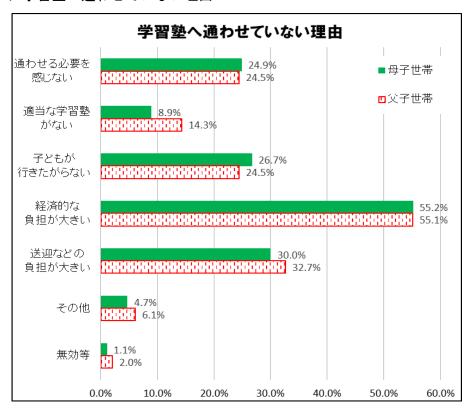
(中学生のいる世帯)



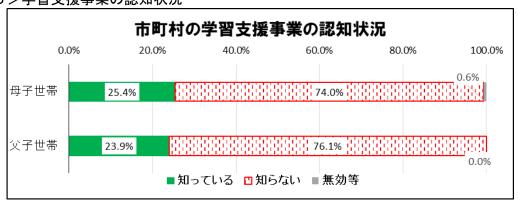
(高校生のいる世帯)



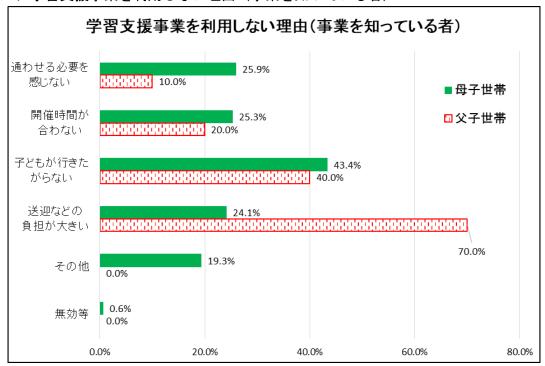
<表4>学習塾へ通わせていない理由



<表5>学習支援事業の認知状況



<表6>学習支援事業を利用しない理由(事業を知っている者)



【具体的取組】

(1) ひとり親家庭の児童に対する学習支援(実施主体:市町村)

ひとり親家庭の児童の学習意欲や学力が低下することの無いよう、市町村における学習支援員による学習支援の取組を推進します。

また、市町村や教育機関と連携して事業の周知を徹底するとともに、学習会場までの送迎支援を行い送迎負担を軽減するなど、ひとり親家庭の利用しやすい環境を整えます。

(2) 放課後や土曜日の教育活動の充実(実施主体:市町村)

児童の放課後や土曜日における教育活動の充実を図るため、学校・家庭・地域 が連携・協働して行う、学校や地域における多様な学習や体験活動の機会の提供 をします。

(3) こども食堂の拡大及び取組充実(実施主体:県、市町村、団体)

地域コミュニティで自発的に取り組まれている「こども食堂」について、全県的な設置拡大や継続運営、地域の特性や利用者ニーズに応じた取組の充実のため、 市町村や支援する企業・団体と協力し、食材や人材の確保、情報交換会や研修会 の開催、利用促進のための情報発信等を支援します。

(4) 子どもの居場所づくりの支援(実施主体:市町村、団体)

ひとり親家庭の子どもの社会性や規則正しい生活習慣の取得、世帯の孤立を防止するため、地域における取組を活用した子どもの居場所づくりの支援をします。

(5) 子どもの体験活動の機会の提供(実施主体:県、団体)

親子で参加できる体験活動やふれあい交流事業などを実施し、ひとり親家庭の子どもの親子でのふれあい体験や多様な体験活動の機会を提供します。

(6) 地域子育て支援センター事業の推進(実施主体:市町村)

保育所の施設や機能を地域へ開放し、育児相談や情報提供、子育てサークルへの支援を行う地域子育て支援センター事業を実施するとともに、利用を促進します。

(7)ショートステイ・トワイライトステイ事業の実施(実施主体:市町村)

地域の実情・ニーズを踏まえ、保護者の病気や仕事等により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で預かるショートステイ・トワイライトステイ事業の実施を推進します。

- ・ショートステイ:児童を養育している家庭の保護者が病気になったり、仕事や 育児疲れ等により、家庭において児童を養育することが一時的 に困難となった場合に、児童養護施設等で短期間預かる事業
- ・トワイライトステイ:保護者が仕事等により平日の夜間又は休日に不在となり、 家庭において児童を養育することが一時的に困難となった 場合に、児童養護施設等で児童を一時的に預かる事業

(8) ファミリー・サポート・センター事業の実施(実施主体:市町村)

保護者の急病や急な残業などに対応するため、また、子育て中であっても一時的に休息できるようにするため、地域住民が会員制で子育てを助け合うファミリー・サポート・センター事業の実施を推進します。

また、経済的に不安定な状況にあるひとり親家庭が利用できるよう、利用料の 減免について市町村に働きかけていきます。

(9) 子育て支援サービス情報等の提供(実施主体:県、市町村)

必要な子育て支援サービス等を利用しやすいよう、冊子やホームページ、メールマガジン、ツイッター等により情報提供を行います。

(10)スクールソーシャルワーカー等の活用による相談体制の充実

(実施主体:県、市町村)

児童が抱える様々な問題に寄り添い、成長をしっかりと支えていくため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談体制・支援体制の充実を図ります。

また、スクールソーシャルワーカー等と連携し、学習支援事業や奨学金等の教育に関する支援施策を児童や保護者へ周知します。

〇施策の方向3 生活支援の充実

【現状と課題】

ひとり親家庭等の生活支援としては、一時的に保育サービスや生活援助が必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、無料または低額の利用料で支援を受けられる日常生活支援事業を実施しています。急な派遣依頼等があった場合であっても、家庭生活支援員の派遣を行い、ひとり親家庭等が必要とする際にサービスを提供できるように、家庭生活支援員の養成や研修を実施して支援体制を整備・強化する必要があります。

また、住居等の面においては、自立生活に困難を抱える母子家庭に対して、母子生活支援施設を利用することで子育てや生活の自立が図られるよう支援を行っています。また、ひとり親家庭の公営住宅の優先入居や民間賃貸住宅における入居支援として、あんしん賃貸支援事業を実施し、住宅の確保策を図っています。

今後も、ひとり親家庭等が安心で安定した生活を営めるよう、住居等の生活面で の支援を充実させることが必要です。

また、子育てや家事、生活等の多様な悩みを抱えているひとり親家庭等が孤立してしまわないよう、ひとり親同士の交流や地域との交流を図ります。

【具体的取組】

(1) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施(実施主体:県)

ひとり親等が技能習得のための通学をする場合などの自立促進のための理由や 疾病、冠婚葬祭等により、一時的に生活援助や子育てに対する支援が必要となっ た場合に、家庭生活支援員を派遣して、保育サービスや生活援助を行います。

また、急な依頼にも対応できるよう、母子父子寡婦福祉団体等と連携して家庭 生活支援員の確保に努めるとともに、家庭生活支援員としての資質の向上を図る ため研修を継続的に実施します。

(2) 母子生活支援施設での支援(実施主体:県、市町村)

離婚、その他の事情等により居住先を失うなど、多くの生活課題を抱えた母と子には、精神的に安定できる環境を提供しつつ、生活支援や子どもの養育上の様々な支援を行うことが必要です。18歳未満の子どものいる母子家庭で、子どもの福祉を図る必要があり、施設利用を希望する場合、母と子どもが母子生活支援施設を利用することによって、子育てや生活の自立が図れるよう支援を行います。

※母子生活支援施設

離婚、その他の事情により、母子家庭となっている母と児童の自立を支援するため、居住の場を提供するとともに、自立に向け、就労を含めた生活安定のための援助、子どもの養育支援を行う施設

(3) 公営住宅における優先入居の推進等(実施主体:県、市町村)

ひとり親家庭の生活基盤の安定を図るため、県営住宅の入居要件を備えているひとり親家庭の優先入居を引き続き実施していきます。

また、地域の実情に応じた、市町村営住宅におけるひとり親家庭の優先入居制度の導入を市町村へ働きかけます。

(4) 民間賃貸住宅における入居円滑化の推進(実施主体:県、市町村)

民間賃貸住宅へのひとり親家庭の入居の円滑化を図るため、入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等を支援するとともに、居住支援協議会が行うあんしん賃貸相談員による賃貸住宅の入居相談や独自の家賃債務保証事業の支援を行います。

(5) ひとり親家庭等の生活支援(実施主体:県、団体)

地域から孤立しがちで子育てや家計管理等に悩みを抱えているひとり親家庭に対して、研修会の開催やふれあい交流事業等のひとり親家庭等の福祉に必要な各種事業を実施します。

また、ふれあい交流事業などの各種事業について、ひとり親家庭等に対する周 知を図ります。

〇施策の方向4 相談機能の充実

【現状と課題】

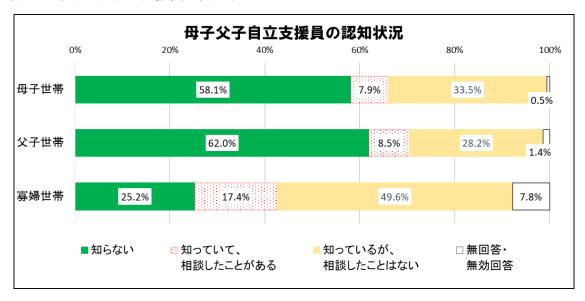
ひとり親家庭等への支援には、多様な相談事を抱えるひとり親家庭等を相談につなぎ、その状況・課題を把握・整理し、これらの支援メニューを適切に組み合わせて支援を行う総合的な相談支援が必要であり、この役割を果たすために、各福祉事務所に母子父子自立支援員を設置していますが、母子父子自立支援員を知らないひとり親家庭等が多い状況にあります(表7参照)。母子父子自立支援員が、生活や子育て、就労面等において様々な悩みを抱えるひとり親家庭等の総合的な相談支援窓口として機能するよう、資質の向上を図って相談機能を強化するとともに、ひとり親家庭等の相談窓口として周知していく必要があります(表8参照)。

また、ひとり親家庭等に対する各種支援施策について、周知が行き届いていない 状況にあるため、ホームページやスマートフォン等で閲覧できるサイトやメールマ ガジンなどの様々な手段を用いて、総合的な情報提供となるよう、支援施策の情報 発信強化する必要があります。

更に、町村における福祉事務所の設置が進み、市町村に母子父子自立支援員の設置が進んだことから、ひとり親家庭等の相談機能等は市町村が担うようになっています。そのことから、市町村におけるひとり親家庭等の支援施策を計画的、総合的に推進するためのひとり親家庭等自立促進計画を市町村においても策定し、支援施

策を示すとともに、その実践に努めることが必要です。

<表7>母子父子自立支援員の認知状況



<表8>各種支援施策の認知状況

	区分	母子世帯	父子世帯
1	ひとり親家庭福祉推進員	13.0%	11.3%
2	ひとり親家庭等支援サイト	29.3%	14.1%
3	母子家庭等日常生活支援事業	18.4%	8.5%
4	母子家庭等就業支援講習会事業	23.1%	12.7%
5	自立支援教育訓練給付金	42.0%	15.5%
6	高等技能訓練促進費等給付金	37.9%	9.9%
7	母子父子寡婦福祉資金	46.8%	16.9%

【具体的取組】

(1) 母子・父子自立支援員による相談事業の実施

(実施主体:県、市及び福祉事務所設置町村)

ひとり親家庭等の総合的な相談窓口として、各福祉事務所に母子父子自立支援 員を配置し、関係行政機関や母子父子寡婦福祉団体等と連携しながら、子育てや 生活、就業等に関する助言や情報提供を行います。

また、母子父子自立支援員の資質の向上のための研修を継続的に実施します。

(2) 相談者ニーズに合わせた休日、巡回相談、特別相談の実施(実施主体:県) 就労等により行政相談窓口が利用しにくい方などの相談に対応するため休日相 談会や地域に出向く巡回相談を実施します。

また、専門的に解決を要する法律相談等に対応するため、法テラス等の専門窓口を周知するほか、特別相談を実施します。

(3) ひとり親家庭等福祉推進員による情報提供等の充実(実施主体:県、団体)

母子父子自立支援員と協力しながら、地域の身近な相談員として、ひとり親家 庭等の相談支援を行います。

また、日頃、行政窓口が利用できないひとり親家庭等に対し、各種ひとり親家庭等の支援施策を周知するなど、必要な情報提供を行います。

(4) スマートフォンサイト等による情報提供(実施主体:県、団体)

紙媒体による情報提供のほか、スマートフォン等で必要なときに簡単に情報を 入手できるよう、ホームページ、スマートフォンサイト及びメールマガジン等を 活用して、各種支援策や相談窓口について分かりやすい情報提供を行います。 また、ホームページ等の周知を徹底し、利用促進に努めます。

(5) 市町村におけるひとり親家庭等自立促進計画の策定の推進

(実施主体:市町村)

各地域の実情に応じたひとり親家庭等への支援施策の方向性を示した、市町村における母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進計画の策定を促進します。

(6) 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施の推進

(実施主体:市町村)

相談窓口としての機能を有する市町村において、個々のおかれた状況やニーズを把握し、ハローワークと連携しながら自立支援への具体的な支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、自立後のフォローアップまでを一環して行う母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施を推進します。

基本目標2 就業支援の推進

ひとり親は約9割が就業しているものの、収入が低い現状を踏まえ、ひとり親家庭 等が安定的に収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、職業能 力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、子育てと仕事の両立支援など、就業面 での支援の充実を図ります。

【達成目標】 ひとり親家庭自立支援給付金事業 (現状)令和元年度実施市町村数 (目標) 自立支援教育 訓練給付金事業 高等職業訓練促進 合市町村 給付金等事業 (19市町村) (19市町村) (19市町村)

〇施策の方向1 能力開発への支援

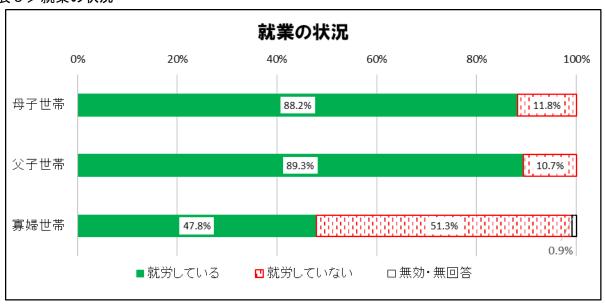
【現状と課題】

ひとり親家庭となると、環境の変化から、経済的にも精神的にも不安定な状況に置かれる場合があります。とりわけ、その児童の健全な成長を育み家庭生活を維持するためには、就業により生活の安定を図る必要があります。

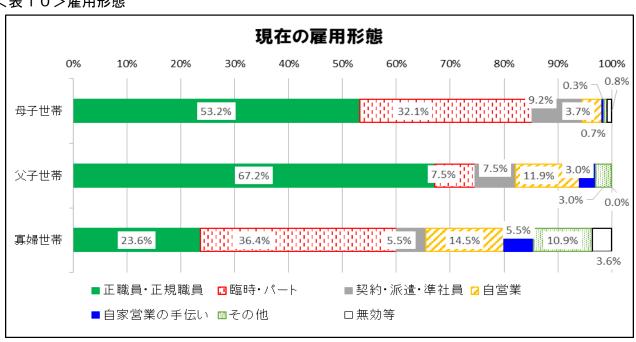
ひとり親のほとんどは就業していますが、その雇用形態をみると、特に母子家庭の母において、臨時やパート勤務の割合が高く、不安定な雇用形態におかれています(表9及び表10参照)。

正職員としての就業が進まない理由のひとつとして、就業に結びつく専門的な資格や知識を持っていないことがあげられます。就業に結びつきやすい資格や技能の取得を促進し、正職員などの、より条件の良い仕事に就くことができるよう支援するとともに、資格取得のための修業期間中の生活の安定を図る必要があります。

<表9>就業の状況



<表10>雇用形態



【具体的取組】

- (1) ひとり親家庭自立支援給付金事業の実施
 - ア 自立支援教育訓練給付金 (実施主体:県、市及び福祉事務所設置町村)

ひとり親が就業に結びつく資格等を取得するにあたり、対象となる教育訓練 講座を受講したひとり親に対して、講座修了後に自立支援教育訓練給付金を支 給し、受講経費の負担を軽減します。

イ 高等職業訓練促進給付金等の支給

(実施主体:県、市及び福祉事務所設置町村、市町村)

ひとり親が、看護師、准看護師、介護福祉士、保育士など、経済的自立に効果が高く、就職に有利な資格を取得する場合(1年以上養成機関で修業する場合)に、修業期間中に高等職業訓練促進給付金を、また修了後には高等職業訓練修了支援給付金を支給し、資格取得に必要な就業期間中の生活の安定を図ります。

ウ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施

(実施主体:県、市及び福祉事務所設置町村)

最終学歴が中学卒であるひとり親の学びなおしを支援するため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、高等学校卒業程度認定試験に合格した場合にも受講費用の一部を支給します。

(2) 資格取得のための奨学金制度の充実(実施主体:県)

高等学校卒業後の教育について、介護福祉士、保育士、看護職、理学療法士等、 県内の様々な分野での人材確保も目的とした奨学金等を維持、充実します。

(3) 就業支援講習会の実施(実施主体:県)

就職後の離職防止や就業準備を支援するため、社会情勢の変化なども踏まえ、より就業に結びつきやすい技能習得のための就業支援講習会を実施します。

また、ひとり親が安心して受講できるよう、夜間や休日等に講習会を実施するほか、講習会場等において託児サービスを実施します。

(4) 公共職業訓練及び求職者支援訓練の実施(実施主体:国、県)

就労経験に乏しく長期間就労していないひとり親等の自立を促すため、就職に必要な技能・知識を習得させるための職業訓練を実施するなど、ハローワークと連携して職業訓練受講機会の拡充に努めます。

訓練科目については、訓練修了後の就職につながることが期待できる科目の設定に努めるとともに、訓練委託先の就職支援やハローワークとの連携を通じて就職率の向上に努めます。

また、職業訓練受講中の託児サービスの提供や、短時間訓練コースの設定など 子育てを行うひとり親家庭であっても訓練を受講しやすい体制を整えます。

(5) 技能習得期間中の生活資金の貸付け(実施主体:県、鳥取市)

ひとり親家庭自立支援給付金事業など他制度との調整を図りつつ、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正な貸付業務に努めます。

また、公共職業能力開発施設等における技能習得期間中における生活安定のため、母子父子寡婦福祉資金貸付金(生活資金)の貸付けを行います。

〇施策の方向2 就業の支援

【現状と課題】

ひとり親等は、様々な事情を抱えているため、就業に対するニーズもその人ごとに異なっています。個々のひとり親の置かれている状況等に応じた、きめ細やかな就業支援が求められています。

就業に関する悩みも様々であるため、個々のニーズにあった就業相談体制を整えるとともに、ハローワークと連携し、ひとり親それぞれの状況に応じた計画的・効果的な就業支援や就業あっせんを行うことが必要です。

また、円滑な求職活動と就業後の定着のためには、ひとり親が子育てと仕事をひとりで担っていることの事業主の理解を深め、子育てと仕事が両立できる職場環境づくりの支援も求められます。

ひとり親等の雇用に関する啓発活動や情報提供を積極的に実施し、事業主の理解 を得ることが必要です。

【具体的取組】

(1) 母子父子自立支援員による就業相談

(実施主体:県、市及び福祉事務所設置町村)

母子父子自立支援員は、ひとり親家庭等の総合的な相談窓口として、地域における民生委員・児童委員、主任児童委員やひとり親家庭福祉推進員等との連携により、ひとり親家庭等の個々の状況やニーズを把握し、自立にむけた就業に関する助言を行います。

また、ハローワーク・県立ハローワークと連携して、職業紹介や職業訓練・各種給付金等の情報提供を行います。

(2) ハローワーク等と連携した就業支援(実施主体:国、県、市町村)

母子父子自立支援員は、ハローワーク・県立ハローワークの職業相談・職業紹介と連携し、就業を支援します。各ハローワークに設置してある子ども連れで来所しやすい環境が整備されたマザーズコーナーや、就職が困難なひとり親をハローワーク等の紹介により継続して雇用する事業者に対して支給される特定求職者雇用開発助成金について周知を行います。

また、ハローワークと福祉事務所が連携して実施している生活保護受給者等就 労自立促進事業を活用し、児童扶養手当受給者の個々の状況に応じたきめ細やか な就業支援について推進します。

(3)県立ハローワークでの就業支援(実施主体:県)

県立ハローワークにおいて、家庭と両立しながら能力発揮したい女性など求職者のニーズに応じた求人情報の提供など、きめ細かな個別支援を行います。

(4) ひとり親等が事業を開始する際の支援(実施主体:県、鳥取市)

事業を開始する際の支援として、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適 正な貸付けに努めます。

(5) ひとり親等の雇用に関する啓発活動(実施主体:県、市町村)

事業主に対して、ひとり親等の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や情報提供をハローワーク等の関係機関や団体と連携して行います。

また、企業に対する公正な選考採用に関する啓発などを通じて、ひとり親家庭 等への人権問題解消への取組を進めていきます。

(6) 男女ともに働きやすい職場環境づくり(実施主体:県)

仕事と家庭の両立に配慮し、働きやすい職場環境づくりを積極的に進める男女 共同参画推進企業や、部下の家庭と仕事の両立を応援するワーク・ライフ・バラ ンスの実践リーダー「イクボス・ファミボス」の理念の普及拡大、県内事業者へ のファミリーサポート休暇等取得促進奨励金の支給、働きやすい職場づくり活動 支援事業補助金等の活用推進を通じて、多様で柔軟な働き方のできる職場環境づ くりを支援します。

基本目標3 養育費の確保及び面会交流の推進

養育費については、ひとり親家庭の児童に対する扶養義務の履行が確保されるよう、 市町村や国の設置する養育費相談支援センター等と連携し、養育費の取り決めや養育 費の取得促進に関する啓発や相談支援を行います。

また、養育費の確保と併せて、ひとり親家庭の児童の健やかな成長のため、離れて暮らす親との面会交流についても取り決めや実施促進に関する啓発等を行います。

面会交流については、基本的には子どもの立場からその実施が望ましいことですが、他方で児童虐待や配偶者からの暴力等により面会交流が適切でない場合があることから、養育費相談とは異なる専門性が必要です。このため、面会交流に関する意義や課題などを双方の親を含む関係者が認識した上で、取り決めや実施が適切になされるよう、関係機関等と連携して啓発や相談支援を実施するとともに、相談にあたる母子父子自立支援員の資質向上を図ります。

【達成目標】

養育費の取り決めをしている割合(口頭での取り決めを除く)

(現状) 平成30年度実態調査結果

母子世帯	36. 8%
父子世帯	13.9%
合計	35. 2%

(目標)

	母子世帯	50.	0%
>	父子世帯	50.	0%
	合計	50.	0%

〇施策の方向 1 広報啓発活動の充実

【現状と課題】

両親の児童に対する養育の責務は離婚により変わるものではなく、養育費の支払いは親としての当然の義務ですが、実際に離婚した夫婦において、養育費の取り決め状況は低迷しており、取り決めが行われていても支払われないケースが多く見られ、ひとり親家庭の生活困窮の一因ともなっています。

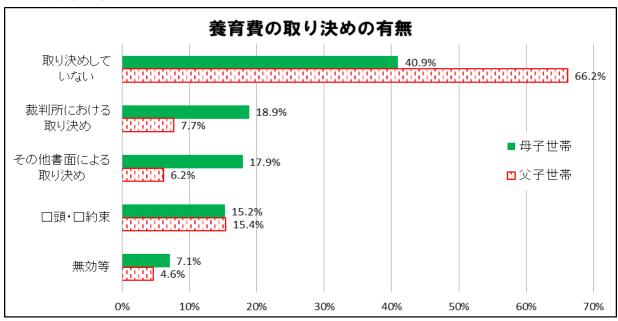
養育費については、「母子及び寡婦福祉法」の改正(平成15年4月施行)において、当該児童を監護しない親の扶養義務の履行を確保するよう努めなければならないことが規定されました。

また、平成23年の民法の一部改正(平成24年4月施行)により、協議離婚の際に父母が協議で定めるべき事項として「面会交流」と「養育費の分担」があること、これらの取り決めをするときは子の利益を最も優先しなければならないことが民法に明記されました。しかし、法的な拘束力が無いため、依然として養育費や面会交流について、取り決めや実施が進んでいない状況です(表11及び表12参照)。

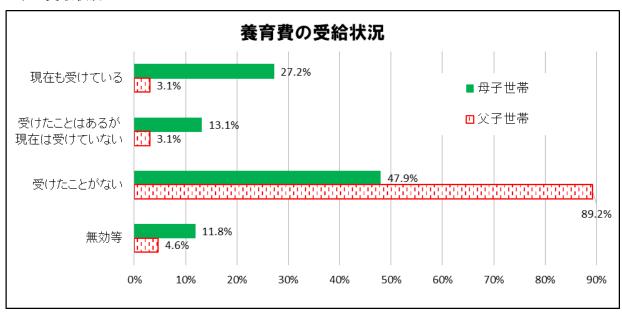
養育費や面会交流は、児童の健やかな成長にとって重要なものであることから、 養育費や面会交流の取り決めや取得・実施促進に関する啓発を継続して行うことが 必要です。

<表11>養育費の取決状況及び受取状況

ア 取り決め状況

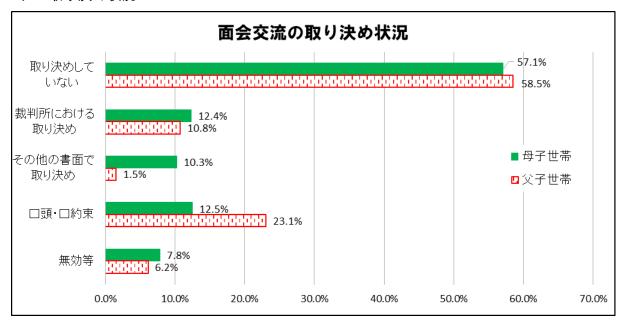


イ 受取状況

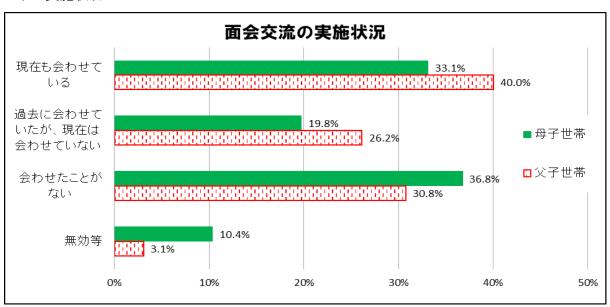


<表12>面会交流の取決状況及び実施状況

ア 取り決め状況



イ 実施状況



【具体的取組】

(1) 広報啓発活動の推進(実施主体:国、県、市町村)

児童の健やかな成長にとっての養育費や面会交流の重要性についての理解を広 げ、実施を促進する社会的機運を高めるため、国や市町村と連携して、広報媒体 を通じて継続した広報・啓発活動に取り組みます。

また、離婚前後の親に対し、養育費等の重要性に関する当事者意識を高め、取り決めを促すため、市町村と連携し、離婚前後の父母等に対する情報提供を行います。

〇施策の方向2 相談体制の強化

【現状と課題】

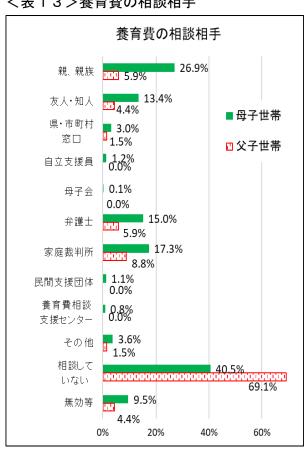
離婚の際やその後に、児童の養育費や面会交流について、誰にも相談していないひとり親家庭が多い状況にあります(表13及び表14参照)。

そのため、まずは養育費や面会交流についての相談窓口の周知を図り、取決めや 履行の促進のための相談を促していく必要があります。

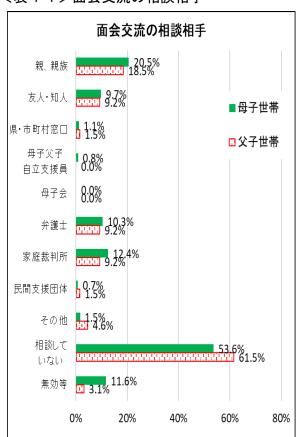
ただし、面会交流については、基本的には子どもの立場からその実施が望ましいことですが、他方で児童虐待や配偶者からの暴力等により面会交流が適切でない場合があることから、支援員においては養育費相談とは異なる専門性を身につけることが必要となるため、支援員を対象とした研修会を実施して資質向上に努める必要があります。

また、高度な法知識を要する相談については、弁護士等の相談を利用するなど、 ひとり親からの相談に対応できる機能の強化を図る必要があります。

<表13>養育費の相談相手



<表14>面会交流の相談相手



【具体的取組】

(1) 母子父子自立支援員による相談機能の強化

(実施主体:県、市及び福祉事務所設置町村)

ひとり親家庭から養育費や面会交流に関する相談があった際に適切に相談支援が行えるよう、母子父子自立支援員を対象とした研修会を継続的に実施し、また、 国の作成した合意書の参考書式等、具体的に相談対応時に活用できる情報を共有し、支援員の相談機能の強化を図ります。

(2) 弁護士等による相談事業の実施(実施主体:県)

養育費及び面会交流の取り決めやその履行確保、多重債務問題など、高度な法知識を要する相談について、弁護士等による専門相談を実施します。実施にあたっては、法的な相談に対する敷居の高さを解消し、電話相談等の相談をしやすい体制を整えるよう努めます。

(3)養育費相談支援センターとの連携・情報提供の推進

(実施主体:国、県、市町村)

養育費相談支援センターや市町村等とも連携し、児童扶養手当の請求、現況届の提出時など様々な機会を活用して、養育費の取得手続や相談窓口等を掲載したリーフレットを配布するなど情報提供を行います。

〇施策の方向3 養育費確保及び面会交流の推進

【現状と課題】

養育費は、子どもを監護・教育するために必要な費用であり、平成23年の民法 改正により、離婚の際に夫婦が取り決める事項として面会交流及び養育費の分担が 明文化されました。また、母子父子寡婦福祉法においては、扶養義務の履行が規定 され、養育費支払いの責務等が明記されています。

また、離婚により父母が離れて暮らすことになっても、別居親と子どもが会うことや、電話や手紙で定期的継続的に交流を保つことは、子どもの生活や精神面の安定をもたらし、子どもの健やかな成長にとって有意義であるとされており、別居親にとっても子どもとの交流は養育費を支払う意欲にもつながるといわれています。

しかしながら、養育費や面会交流に関する取り決めや実施は進んでおらず、また、 養育費に関する取り決めでは口頭での取り決めも多くなっています(28ページ表 11及び表12参照)。

ひとり親家庭の生活の安定と子どもの養育環境を整えるため、養育費や面会交流 に関する取り決めを推進し、養育費の受け取りや面会交流の実施を支援する必要が あります。

【具体的取組】

(1)養育費の取り決めの推進(実施主体:県、市町村)

市町村と連携し、離婚届配布時に国の示す合意書の参考書式をあわせて配布するなどし、養育費の取り決めの必要性と手続きについて周知し、養育費の取り決めを推進します。特に、養育費の支払いの実効性を高めるため、債務名義化された取り決め(裁判所の判決や調停、公正証書等による取り決め)を推進します。

(2) 面会交流の実施の推進(実施主体:国、県、市町村)

養育費相談センターと連携し、面会交流の取り決め方や実施についての悩みを 抱えている父母に対して相談支援を行います。

また、児童虐待や配偶者からの暴力等により面会交流が適切でない場合や、離婚時の様々な状況で面会交流の実施を望んでいない場合もあることを踏まえ、父母等の心理面にも配慮しながら、子の立場にたった面会交流の意義や必要性への理解を促すとともに、安心安全に面会交流が実施できるよう支援する取組を推進します。

基本目標 4 経済的支援の充実

児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付けや医療費の助成を行い、ひとり親家庭等の生活の安定と向上及び自立を図るとともに、各種経済的支援施策の周知を図り、支援を必要とする方に必要な支援が行き届くよう努めます。

また、家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもが学ぶ意欲を喚起され、その能力・適性に応じて希望する進路に進んでいけるよう、保育・教育にかかる費用の経済的支援を行います。

【達成目標】

(1)母子父子寡婦福祉資金貸付を「知っている」割合

(現状)平成30年度実態調査結果

母子世帯	46. 8%
父子世帯	16.9%
寡婦世帯	82.6%

	母子世帯	90.	0%
>	父子世帯	90.	0%
	寡婦世帯	90.	0%

(目標)

(2)鳥取県ひとり親家庭等支援サイトの年間アクセス数

(現状) 平成30年度 11,828件 □□ (目標) 25,000件

〇施策の方向1 各種手当の適切な支給

【現状と課題】

ひとり親家庭等は経済的な基盤が弱く、生活費について悩みを抱えている家庭が 多く見られます(表15及び表16参照)。

ひとり親家庭に対する経済的支援の柱である児童扶養手当の支給は、ひとり親家 庭になった直後の生活激変期に対応するものとして有効な支援です。

また、様々な使途に応じた母子父子寡婦福祉資金の貸付けはひとり親家庭等の自立に重要なものであることから、適正な貸付けを行う必要があります。

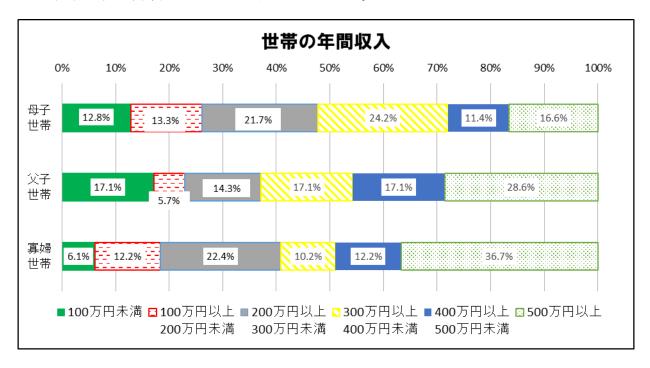
更に、児童扶養手当や貸付事業のほかにも、様々な事情を抱えるひとり親家庭を 支援するため、医療費助成をはじめとした各種助成の推進や、保育サービス等の利 用料の減免について推進し、適切に実施することが必要です。

これらの各種経済的支援策について、これまでも児童扶養手当担当窓口などでの リーフレットの配布やホームページ等での周知を行ってきましたが、知らない人の 割合が依然として多い状況にあります(20ページ表8参照)。支援を必要としてい る人に情報が行き届くよう周知を強化する必要があります。

<表15>世帯の年間収入

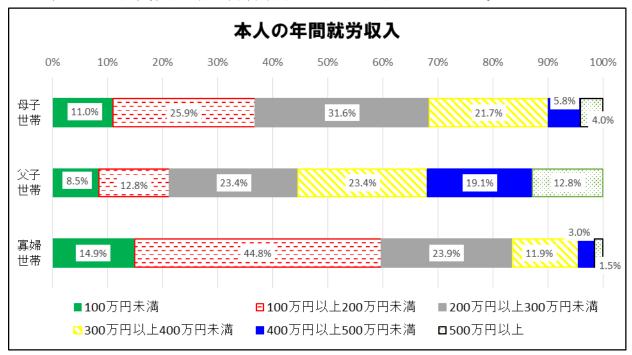
ア 世帯の年間収入

母子世帯の平均年間収入は 415.1 万円、父子世帯の平均年間収入は、464.2 万円、寡婦世帯の平均年間収入は 409.0 万円となっている。

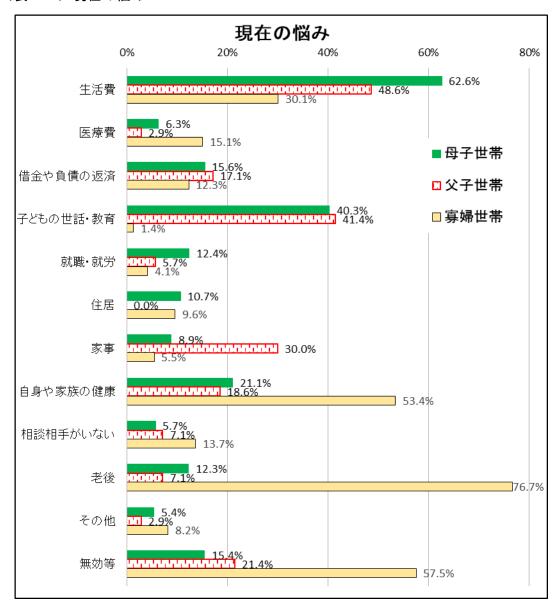


イ 本人の年間就労収入

母子家庭の母の平均年間就労収入は、238.7万円、父子家庭の父の平均年間就労収入は、335.2万円、寡婦の平均年間就労収入は172.1万円となっている。



<表16>現在の悩み



【具体的取組】

(1) 児童扶養手当の支給(実施主体:県、市及び福祉事務所設置町村)

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当の適正な支給に 努めます。

また、市町村の児童扶養手当や離婚届の窓口担当課と協力・連携し、児童扶養 手当制度に関する情報提供を行います。

(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付け(実施主体:県、鳥取市)

就業・就学に向けたひとり親家庭自立支援給付金事業や奨学金制度など他制度 との連携を図りつつ、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正な貸付けを 行います。

(3) ひとり親家庭医療費助成の実施(実施主体:市町村)

ひとり親家庭の医療費の自己負担相当額を一部助成することにより、経済的負担の軽減と健康の保持増進を図ります。

(4) 災害遺児手当の支給(実施主体:市町村)

養育者が天災又は交通事故、海難その他の事故により死亡し、また障がいの状態にある災害遺児の健全な育成を図り、その福祉を増進するため、災害遺児手当を支給します

(5) 各種支援施策の周知の徹底

各種経済的支援施策について、ひとり親家庭に対する周知が不十分な状況であるため、母子父子自立支援員などのひとり親家庭支援の担当窓口はもちろん、離婚届の窓口等においても積極的に支援施策の周知を図るよう、市町村と連携を図りながら周知の強化に努めます。

また、様々なひとり親家庭支援施策や相談窓口などを紹介している、スマートフォンにも対応した「鳥取県ひとり親家庭等支援サイト」についての周知を強化するとともに、必要な情報にたどり着きやすい構成の工夫をするなどにより、一層のサイトの活用を図ります。

〇施策の方向2 教育費の支援

【現状と課題】

ひとり親の約4割が、子どもの教育に関する悩みを抱えています(表16参照)。また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成26年1月施行)及び「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月閣議決定)に基づき、貧困という問題を抱える家庭においては、その貧困が世代を超えて連鎖することの無いよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることが求められています。

子どもたちが家庭の環境や経済状況に左右されることなく進学できるよう、教育にかかる費用負担を軽減する必要があります。

【具体的取組】

(1)(再掲)保育料等の負担軽減の推進(実施主体:市町村)

主に3歳以上の子どもを対象とする幼児教育・保育無償化に加え、第3子以降の児童や低所得世帯の保育料の軽減措置や中山間地域市町村における保育料の無 償化等を実施し、保育料の軽減を推進します。

(2) 就学困難な児童及び生徒に係る就学援助 (実施主体:市町村)

経済的理由により就学が困難であると認められる学齢児童生徒の保護者に対

し、市町村が就学に要する諸経費を援助します。

(3) ひとり親家庭小・中学校入学支度金の支給(実施主体:市町村)

ひとり親家庭の児童が小学校及び中学校に入学する際に、入学支度金を支給しるなどにより、小・中学校入学時の費用負担の軽減を図ります。

(4) 高等学校等就学支援金の支給(実施主体:県)

高校生が等しく教育を受ける機会を確保するため、高等学校等就学支援金を支給します。

(5) 高校生等奨学給付金の支給(実施主体:県)

授業料以外の教育費負担を軽減するため、市町村民税非課税世帯の入学者を対象に返済不要の奨学給付金を支給し、子どもの就学を支援します。

(6) 鳥取県育英奨学資金の貸付け(実施主体:県)

経済的理由で就学を断念しないよう、生活困窮世帯の高校生の希望者全員に奨 学金の貸与を行います。

(7) 私立中学校・高等学校生徒への授業料等支援(実施主体:県)

家庭の状況にかかわらず、全ての生徒に対して、多様な選択肢を提供するとともに、安心して勉学に打ち込める環境をつくるため、私立中学校及び高等学校に通う生徒に対し、就学支援金制度に上乗せの補助を行います。

(8) 高校生の通学費にかかる助成(実施主体:県、市町村)

通学費用を理由に希望する高等学校への進学をあきらめることがないよう、公 共交通機関の通学定期券購入費の助成を行います。

(9) (再掲) 資格取得のための奨学金制度の充実(実施主体:県)

高等学校卒業後の教育について、介護福祉士、保育士、看護職、理学療法士等、県内の様々な分野での人材確保も目的とした奨学金等を維持、充実します。

※第3章本文中の表は、全て平成30年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査結果による。

鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画 (第3期)

≪資 料 編≫

- 1 各種統計
- 2 達成目標一覧
- 3 ひとり親家庭等自立促進計画策定の経過

1 各種統計

(1)離婚件数

離婚件数は、全国的に減少傾向にあり、本県においても、年によって変動はあるものの、全体としては全国と同じく減少傾向にあります。

資料)厚生労働省「人口動態統計」(単位:件)

		H25 年	H26年	H7 年	H28年	H29年	H30年
离	推婚件数(全国)	231,383	222,107	226,215	216,798	212,262	208,333
离	推婚件数(鳥取県)	979	1,029	993	937	894	914
	うち有子離婚件数	653	703	649	635	587	586
	有子離婚率	66.7%	68.3%	65.4%	67.7%	65.7%	64.1%

(2) 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当の受給者数は、減少傾向にあります。

児童扶養手当受給者数の推移

資料) 福祉行政報告例(単位:人)

	H26.3 末	H27.3 末	H28.3 末	H29.3 末	H30.3 末	H31.3 末
受給者数	5,746	5,695	5,679	5,618	5,429	5,247
対前年伸率	99.4%	99.1%	99.7%	98.9%	96.6%	96.6%

(3) 生活保護受給母子世帯数

生活保護を受給している母子世帯数は生活保護受給総世帯数と同様に減少傾向にあり、生活保護の受給世帯総数に占める母子世帯数の割合も減少傾向にあります。

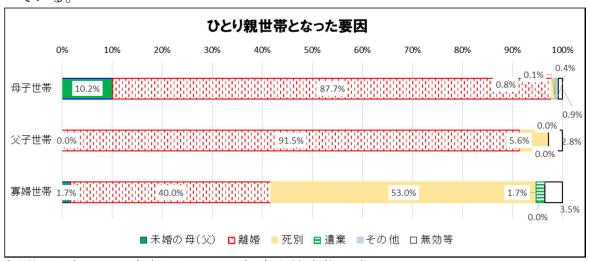
資料) 県福祉保健部福祉監査指導課(単位:世帯)

		H26.3 末	H27.3 末	H28.3 末	H29.3 末	H30.3 末	H31.3 末
T.	生活保護 受給世帯総数	5,392	5,554	5,664	5,613	5,502	5,489
	母子世帯数	302	318	316	271	241	220
	構 成 比	5.6%	5.7%	5.6%	4.8%	4.4%	4.0%

※停止中の世帯を除く

(4)ひとり親世帯となった原因

ひとり親世帯となった原因は、母子世帯では 87.7%が離婚、次いで未婚の母が 10.2%で、死別が 0.8%となっている。父子世帯では、91.5%離婚、次いで死別 5.6%となっている。寡婦世帯では、死別が 53.0%、次いで 40.0%が離婚となっている。

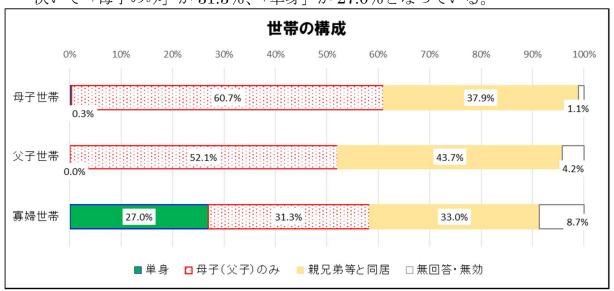


資料) 平成30年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査

(5)世帯の状況

ア 世帯構成

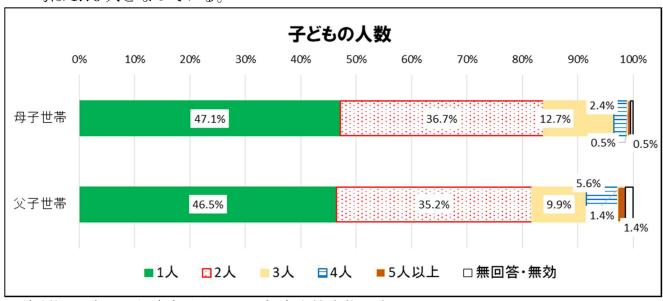
母子世帯においては、「母子のみ」の世帯が 60.7%と最も多く、次いで「親兄弟等と同居」の世帯が 37.9%となっている。父子世帯においては、「父子のみ」の世帯が 52.1%と最も多く、次いで「親兄弟等と同居」の世帯が 43.7%となっている。寡婦世帯においては、「親兄弟等と同居」が 33.0%と最も多く、次いで「母子のみ」が 31.3%、「単身」が 27.0%となっている。



資料)平成30年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査

イ 子どもの数

母子世帯は、子ども 1 人が 47.1%と最も多く、子どもの数の平均は 1.71 人となっている。父子世帯は、子ども 1 人が 46.5%と最も多く、子どもの数の平均は 1.76 人となっている。



資料) 平成30年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査

2 達成目標一覧

						,		1
			計画改定時	2. 4~3. 3	3. 4~4. 3	4. 4~5. 3	5. 4~6. 3	6. 4~7. 3 (最終目標)
	 母子父子自立支援員の認知度	母子家庭	41. 4%	○ ※種母 ※支子		,		
	ロースナロエス接負の認知度	父子家庭	36. 6%	一)援父 施子				100. 0%
	母子家庭 7. 山碧宝度短波 # # # 号 0 37 47 5		13. 0%	東日 の 情 支	初年度の情報	報発信の効果を	検証し、	50. 0%
	ひとり親家庭福祉推進員の認知度 	父子家庭	11. 3%	報援発	次年度以降(2)	の中間目標を設	定(※	50. 0%
	鳥取県ひとり親家庭等支援サイトの認知	母子家庭	29. 3%	ー をの 重資				100. 0%
	度	父子家庭	14. 1%	点質的向に			/	100. 0%
制度	ひとり親家庭等日常生活支援事業の認 母子家庭 ひとり親家庭等日常生活支援事業の認 母子家庭		18. 4%	(※1) (※1)	<u>を引</u>			60. 0%
の	知度	父子家庭	8. 5%		把き		1	40. 0%
周知	ひとり親家庭等就業支援講習会事業の	母子家庭	23. 1%		※ 6 3 報			70. 0%
目標	認知度	父子家庭	12. 7%		発信を			50. 0%
	点土土短数在训练外从人内包括库	母子家庭	42. 0%		行い	事業の相談・利用状 況等を検証し、3年目 以降の中間目標を設 定(※4)		70. 0%
	自立支援教育訓練給付金の認知度 	父子家庭	15. 5%		各 種			50. 0%
	高等職業訓練促進費等給付金の認知 度	母子家庭	37. 9%		支 援 事	以降の中間目定(※4)	1標を設	70. 0%
		父子家庭	9. 9%		業の	で記述されている。 引き続き情報発信を行い、各種支援事業の相談状況や利用状況 を把握(※3) を把握(※3) を把握(※3)		50. 0%
	母子父子寡婦福祉資金の認知度	母子家庭	46. 8%	大 言	相 談 光			90. 0%
		父子家庭	16. 9%		況や			90. 0%
子		母子家庭	25. 4%		利 用 以			90. 0%
育 て	市町村実施の学習支援事業の認知度 	父子家庭	23. 9%]	況			90. 0%
充実	ひとり親家庭等自立促進計画の策定市町村数		3市町村	4市町村	7市町村	11市町村	15市町村	19市町村
支 援 の	母子・父子自立支援プログラム策定事業の 実施市町村数		1市町村	2市町村	2市町村	3市町村	3市町村	4市町村
就業支援	自立支援教育訓練給付金事業の実施市町村数		14市町村	15市町村	16市町村	17市町村	18市町村	19市町村
進援の	高等職業訓練促進費等給付金の実施市町村数		19市町村	19市町村	19市町村	19市町村	19市町村	19市町村
確養 推保の費	養育費に関する取り決め率(口頭を除く) ※離婚届を新たに提出したものののうち、養育費に関する取り決めをしている件数の割合		35. 2%	38. 0%	42. 0%	46. 0%	48. 0%	50. 0%
経	母子家		46. 8%		把 相 擬 (※			90. 0%
済 的 支 🖫	母子寡婦福祉資金の認知度(再掲)	父子家庭	16. 9%		把握(※3)	事業の相談・利用状況 等を検証し、3年目以 降の中間目標を設定 (※4)	利用状況 3年目以 票を設定	90. 0%
援の充		寡婦世帯	82. 6%		が 況 を			90. 0%
実	鳥取県ひとり親家庭等支援サイトの年間 画期間の初年度については、母子父子自立支援		11,828件	16,000件	20,000件	21,000件	23,000件	25,000件

^{※1} 計画期間の初年度については、母子父子自立支援員の資質向上を図り相談機能を充実させるとともに、スマートフォン等の支援サイトやリーフレットの配布など、あらゆる手段で情報発信を行うことを重点的に実施する。(広報紙等で広く周知するとともに、児童扶養手当の現況届の際にひとり親本人に直接対面で情報提供を行う※2 初年度の情報発信の効果を、母子父子自立支援員への相談件数や、各種事業の相談・利用実績等から検証し、次年度以降の達成目標値の設定を行う。

^{※3} 母子父子自立支援員や支援サイト等による情報発信の効果として、各種支援施策の認知が広まっているか、計画期間の初年度・2年目の各種支援施策の相談・ 利用実績等から検証する。

^{※4} 各種支援施策の相談・利用状況から、施策の認知状況等を検証し、認知度の目標値の達成のため3年目、4年目の中間目標の設定を行う。

3 鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画策定の経過

平成31年3月	市町村におけるひとり親家庭等支援施策の実施状況照会
令和元年7月	第1回鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画改訂検討会
9月	第2回鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画改訂検討会
10月	パブリックコメントの実施 (令和元年10月15日~11月11日)
12月	第3回鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画改訂検討会
令和2年3月	鳥取県社会福祉審議会児童専門分科会において審議
3月	第3期計画策定、公表

第3期鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画

令和2年3月

鳥取県子育て・人財局家庭支援課 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地 電 話 0857-26-7869 ファクシミリ 0857-26-7863